



●この「任意継続掛金早見表」は、当年3月31日以降に退職して任意継続加入者になる人の「任意継続掛金」及び「介護掛金」を掲載しています。

●この早見表の使い方

「退職時の標準報酬月額」欄と「毎月納付の額」の列の交わった箇所が1か月あたりの「任意継続掛金」又は「介護掛金」の納付額です。

「半期ごとの前納」又は「年度末までの一括納付」を希望する場合、「退職時の標準報酬月額」欄と「該当月」欄又は「該当月数」欄の列の交わった箇所が「任意継続掛金」又は「介護掛金」の納付額です。

「該当月」欄または「該当月数」欄の見方

「任意継続掛金」の場合

① 75歳未満の人…「該当月」欄で該当の「任意継続加入者資格取得月」の列を見ます。

② 年度内に75歳になる人…「該当月数」欄で該当の「75歳到達までの任意継続掛金納付月数」の列を見ます。

・年度中に75歳に達する人は、75歳の誕生月の前月分まで「任意継続掛金」の納付が必要です。(75歳からは後期高齢者医療制度に加入します)

例:任意継続加入者資格取得が4月で、75歳の誕生日が9月1日の人が年度末までの一括納付を希望する場合、「任意継続掛金」の納付月数は4月分から8月分までの「5か月」ですので、「該当月数」欄の「5か月」の列と「退職時の標準報酬月額」欄の交わる箇所が納付額です。

「介護掛金」の場合

① 40歳以上65歳未満の人…「該当月」欄で該当の「任意継続加入者資格取得月」の列を見ます。

② 年度内に40歳になる人…「該当月」欄で該当の「40歳到達月」の列を見ます。

・年度内に40歳に到達する人は、誕生月分から(1日生まれの人は、誕生月の前月分から)「介護掛金」の納付が必要です。

例:任意継続加入者資格取得が4月で、40歳の誕生日が5月1日の人が、年度末までの一括納付を希望する場合、「該当月」欄の「4月」の列と「退職時の標準報酬月額」欄の交わる箇所が納付額です。

③ 年度内に65歳になる人…「該当月数」欄で該当の「65歳到達までの介護掛金納付月数」の列を見ます。

・年度中に65歳に達する人は誕生月の前月分まで(1日生まれの人は誕生月の前々月分まで)の「介護掛金」の納付が必要です。

例:任意継続加入者資格取得が4月で、65歳の誕生日が8月1日の人が、年度末までの一括納付を希望する場合、「介護掛金」の納付月数は4月分から6月分までの「3か月」ですので、「該当月数」欄の「3か月」の列と「退職時の標準報酬月額」欄の交わる箇所が納付額です。